沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「公園・まちづくり調整官」の下に「、主任監査官、監査官」を加え、「適正業務指導官」を「適正業務管理官」に改め、同条第一項中「公園・まちづくり調整官」の下に「、主任監査官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人、監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、「適正業務指導官」を「適正業務管理官」に改め、同条中第十五項を第十七項とし、第十項から第十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第九項を次のように改め、同項を同条第十一項とする。

9　適正業務管理官は、命を受けて、部等の所掌事務のうち、法令を遵守させるための指導その他の業務の適正な遂行を確保するための措置に関する特定事項に係るものを整理する。

第十一条第八項の次に次の二項を加える。

9　主任監査官は、命を受けて、部並びに北部ダム統合管理事務所、南部国道事務所、北部国道事務所、那覇港湾・空港整備事務所、平良港湾事務所、石垣港湾事務所及び国営沖縄記念公園事務所（以下「部等」という。）の事務の運営、官紀の保持及び不正行為の防止に関し、所要の監査を行い、並びに監査官の行う事務を統括する。

10　監査官は、命を受けて、前項に規定する監査（港湾空港情報管理官の所掌に属するものを除く。）を行う。

第二十八条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第四項中「第二十一条第三号から第七号まで」を「第二十一条各号」に改める。

第四十五条の見出し及び同条第一項中「企画指導官」の上に「農村活性化推進室並びに」を加え、同条中第七項を第九項とし、第二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　農村活性化推進室は、第三十七条第一号（中山間地域等の総合的な振興計画の作成に関することに限る。）及び第九号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

3　農村活性化推進室に、室長を置く。

第五十九条第一項中「監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を削る。

第六十条第一項中第七号を八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　部等の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の部等の事務の運営の指導及び改善に関すること。

第七十一条を削り、第七十二条を第七十一条とし、第七十三条から第九十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第九十四条の表宮古伊良部農業水利事業所の項の次に次のように加える。

石垣島農業水利事業所	石垣市	石垣市	国営の石垣島農業水利事業の実施に関すること。

第九十四条を第九十三条とする。

附則第十二条中「第八十四条各号」を「第八十三条各号」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一人」を「二人」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十四号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項の規定に基づき、並びに同法及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条―第三十四条」を「第二十一条―第三十五条」に、「第三十五条―第三十九条」を「第三十六条―第四十条」に、「第四十条―第五十条」を「第四十一条―第五十二条」に、「第五十一条―第五十四条」を「第五十三条―第五十六条」に、「第五十六条―第八十二条」を「第五十八条―第八十四条」に、「第八十三条―第百三条」を「第八十五条―第百五条」に、「第百四条―第百二十三条」を「第百六条―第百二十五条」に、「第百二十四条―第百五十一条」を「第百二十六条―第百五十二条」に、「第百五十三条―第百六十二条」を「第百五十四条―第百六十三条」に改める。

第三章中第百六十一条を第百六十二条とし、第百五十九条を第百六十一条とする。

第二章第三節第二款中第百六十条を第百六十二条とし、第百五十九条を第百六十一条とする。

第百四十八条中「第百四十二条各号」を「第百四十三条各号」に改め、同条を第百五十九条とする。

第百五十七条中「第百四十条各号」を「第百四十一条各号」に改め、同条を第百五十八条とする。

第百五十六条中「第百三十九条各号」を「第百四十条各号」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百五十五条中「第百三十八条各号」を「第百四十条各号」に改め、同条を第百五十五条とする。

第百五十二条を第百五十四条とし、第百五十一条を第百五十三条とする。

第二章第三節第一款中第百五十条を第百五十二条とし、第百四十九条を第百五十一条とする。

第百四十八条中「第六十一条及び第六十二条」を「第六十三条及び第六十四条」に改め、同条を第百五十条とする。

第百四十七条を第百四十九条とし、第百二十四条から第百四十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第三節第三款中第百二十三条を第百二十五条とし、第百四条から第百二十二条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第百三条を第百五条とする。

第百二条第二項中「第九十三条第二号、第九十四条第二号、第九十五条第二号及び第九十六条第四号」を「第九十五条第二号、第九十六条第二号、第九十七条第二号及び第九十八条第四号」に改め、同条を第百四条とする。

第百一条を第百三条とし、第八十三条から第百条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第八十二条を第八十四条とし、第八十一条を第八十三条とする。

第八十条第八項中「研修室」を「研究室及び研修室」に改め、同条を第八十二条とする。

第七十九条を第八十一条とし、第五十六条から第七十八条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第七款中第五十五条を第五十七条とする。

第二章第一節第六款中第五十四条を第五十六条とし、第五十一条から第五十三条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第一節第五款中第五十条を第五十二条とし、第四十七条から第四十九条までを二条ずつ繰り下げる。

第四十六条第二項中「関する事務」の下に「（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十八条とする。

第四十五条第二項中「事務」の下に「（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十七条とする。

第四十四条第二項中「事務」の下に「（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会警備対策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第四十六条とする。